

## 盛岡市水道料金等徴収業務委託に係るプロポーザル公募に関する質問及び回答一覧

No.	質問項目	頁	質問内容	回答
1	要求水準書 電算システム水準資料 第3章 14	P24	料金改定（基本料金・従量料金単価及び従量料金区分の変更）シミュレーションを行う際に、「料金および使用料収入の推計データを提出」とあるが、必要な項目とその粒度を確認したい。	<p>推計対象項目としては、1 調定ごとの使用水量や汚水排出量、使用人数、人槽などを1単位ごと（1 m<sup>3</sup>や1人など）にその使用者数等をベースとし、その数値を新料金の区分・料金に置き換えた推計データを提出していただきたい。</p> <p>また、水道料金と公共下水道使用料については、区分として使用区分や検針区分（隔月・毎月検針や日割清算、集合住宅等）、口径ごとに分類・クロス集計できるようにしていただきたい。</p>
2	要求水準書 電算システム水準資料 第4章 4(1)ウ	P26	収納消込処理について「スマートフォン、クレジットカード、eTAX」収納を適用する必要科目について確認したい。	<p>科目としては水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、公設浄化槽使用料、加入金、給水装置修繕料、下水道事業受益者負担金、公共下水道事業分担金を想定しております。</p> <p>ただし、収納方法のうちeTAXについては、令和6年12月18日時点で適用できる科目について国から明確な通知等が無いため、今後変更となる可能性があります。</p>
3	その他		急激なインフレーションまたはデフレーションが生じ、契約金額が著しく不相当となった場合の契約金額変更協議については、契約書へ記載を予定しているか確認したい。	<p>経済状況の変動に伴う契約金額変更協議については、契約書の約定の中で「発注者と受注者間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定める」との記載を行う予定であり、その中で必要に応じ協議を行うことを想定しております。</p>